

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山口地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、平成元年7月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から2年3月まで

私は、平成元年7月20日に会社を退職後、すぐには国民年金の加入手続をせず、その後結婚し、3年2月末頃、夫の転勤に伴いA市B区へ転居した際に加入手続をしたと思う。その翌月、自宅に届いた国民年金保険料の納付書により、元年7月から第3号被保険者資格を取得した月の前月の2年11月までの保険料が未納であることが分かったが、結婚する前の保険料で金額も15万円ぐらいと多額であったため、実家の母親から送金してもらって当該期間の保険料を全て納付した。

領収書は無く、加入手続や納付場所なども定かには記憶していない上、保険料を納付する資金を送金してくれた母親も10年前に他界しており、納付したことを明らかにするものは無いが、自宅に届いた納付書により一括納付したので、申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人のA市B区への転入日及び申立人の後の手帳記号番号の任意加入者の資格取得日により、平成3年2月28日又は同年3月1日にA市で払い出され、元年7月21日に遡って被保険者資格を取得していることが推認できるところ、当該払出時点において申立期間の保険料を過年度納付することは可能である。

さらに、申立人は、申立期間を含む平成元年7月から2年11月までの保険料を、送付された納付書により一括して納付したとしているところ、A市は、

「当時、過年度納付が可能な未納期間のある人に対しては、過年度納付について説明していた。また、社会保険事務所（当時）が発行する過年度納付書を市の窓口で預かっており、希望者には現年度と過年度の納付書の両方をその場で交付又は同封して郵送することもあった。」と回答している上、申立人が一括して納付したと主張している金額は、当該期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

加えて、申立人は、申立人の母親から送金してもらい、当該期間の保険料を納付したとしているところ、申立期間当時の申立人の父親の標準報酬月額記録などから、申立人の母親が当該期間の保険料を負担することは可能であったと考えられる上、申立人は、申立期間直後の平成2年4月から同年11月までの保険料を納付していることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 8 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月から 50 年 3 月まで

A 市役所の職員から、国民年金の加入勧奨を受けた際に、私の妻が、将来のことを考えて、まずは私の加入手続だけを行い、私の国民年金保険料を納付していた。

私の妻は几帳面な性格で、途中の保険料を払わないままでは考えられず、申立期間の保険料も納付したはずなので、申立期間の納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が所持している国民年金手帳の発行日から、昭和 49 年 10 月 29 日に払い出されたことが確認できるところ、その時点で申立期間に係る国民年金保険料の納付期限は経過しておらず、同日後に、申立期間の保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立期間は 8 か月と短期間である上、前述の国民年金手帳の昭和 49 年度国民年金印紙検認記録欄により、申立人は、昭和 49 年 4 月から同年 7 月までの保険料を 50 年 4 月 30 日に現年度納付していること、並びに申立人に係る国民年金被保険者台帳及びオンライン記録により、同年 4 月以降の保険料を全て現年度納付していることが確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の妻の納付意識の高さを踏まえると、申立人の妻が申立期間についても納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 山口国民年金 事案 719 (事案 675 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から8年3月まで

私は、申立期間当時は大学生であり、無収入であったため、保険料を納付しなかったところ、督促のはがきが来た。帰省した際に、数十万円の金額の督促はがきを父親に渡し、保険料を納付してもらったので、それ以降は督促のはがきは来ていないのに、申立期間が未納となっていることに納得できないとして申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

新たな資料や情報は無いが、両親は絶対に保険料を納付したと証言してくれているので、再度調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の父親からも納付金額、納付時期及び納付場所に関する具体的な供述を得ることができない上、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年5月11日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料及び事情は無いとしていることから、これまでに収集した資料等を再検討したが、申立人の保険料が納付された事情は見当たらない。

また、再度、申立人の両親から保険料の納付に関する状況を聴取したが、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述は得られず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年11月から57年12月まで

私は、A社を辞めて厚生年金保険の被保険者資格を失ったので、私の養母が直ちに私の国民年金の加入手続を行った。

き  
凡帳面な養母が家族分の国民年金保険料をまとめて納付していたので、私の保険料だけが未納であるということは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を辞めた後、直ちに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の年金手帳の国民年金手帳記号番号欄の下部に「初度受付 昭和60年3月4日 B市」と記載がある上、申立人の手帳記号番号の7番前に加入手続した日が資格取得日となる任意加入被保険者が認められ、その資格取得日が昭和60年3月2日であることが確認でき、申立人の年金手帳に記載されている「初度受付」の日付の時期と符合していることから、国民年金の加入手続は当該受付日に行われ、資格取得日は厚生年金保険被保険者資格の喪失日である56年11月21日まで遡ったと考えられ、当該加入手続の時点では、申立期間に係る国民年金保険料は時効期限の到来により、納付することができない。

また、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和56年11月から、前述のとおり申立人の手帳記号番号が払い出されたと考えられる60年3月までの国民年金手帳記号番号払出簿を見ても、現在判明している申立人の手帳記号番号以外に申立人に払い出された手帳記号番号を確認することはできない上、申立人は56年7月から60年9月までの期間は住所を異動していないなど、申立人に対し、申立期間において別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直

接関与していない上、申立人の養母からは、国民年金の加入手続について具体的な供述を得ることができない。

加えて、B市が管理する申立人に係る国民年金被保険者台帳の納付記録を見ると、申立期間は未納となっており、国の年金記録（オンライン記録）と一致している。

このほか、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私の夫は転勤が多かったが、転入及び転出時には必ず私が市役所で手続を行っており、私の国民年金の手続についてもその都度行っていた。

私は、昭和 60 年 4 月には A 市から B 市に転居したが、任意加入していた国民年金被保険者資格を喪失する届出を行った記憶は無く、申立期間も国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間の納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、戸籍の附票により、昭和 60 年 4 月 6 日に A 市から B 市へ住所を変更していることが確認できることから、A 市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び B 市が作成、保管する申立人の国民年金被保険者台帳により、申立人は、59 年 4 月 1 日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失し、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者資格を取得するまで国民年金の被保険者でなかったことが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は、「自分の名前は読みにくく、間違った読み方をされることが多い。」と供述しているところ、漢字氏名検索及び複数の読み方によるカナ氏名検索を行ったが、現在判明している申立人の被保険者記録のほかに申立人のものと推認される被保険者記録は見当たらず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が A 市において、申立人の夫が勤務していた会社の社宅で一緒だったとする友人二人に照会しても、申立人の保険料納付に関する供述は得られなかった。

加えて、申立人の申立期間に係る保険料納付に関する記憶は曖昧で、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 3 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 48 年 9 月まで

昭和 44 年頃に、私の母親が私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料も自宅を訪れる A 市の集金人に納付してくれていた。私は、母親が几帳面な性格だったので、漏らすことなく全て私の保険料を納付してくれていたと思っている。

私が所持している年金手帳の「初めて被保険者となった日」は昭和 44 年 \* 月 \* 日と記録されているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 44 年頃に、母親が私の国民年金の加入手続を行い、自宅を訪れる A 市の集金人に保険料を納付してくれていた。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 50 年 9 月 11 日に職権により申立人の妻と連番で払い出され、A 市が作成、保管する申立人の国民年金被保険者台帳から、申立人は、44 年 \* 月 \* 日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人に手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち同年 3 月から 48 年 6 月までの保険料は時効により納付することができない。

また、国民年金被保険者台帳から、申立人は、申立期間直後の昭和 48 年 10 月から 50 年 3 月までの保険料を同年 11 月 28 日に過年度納付していることが確認できるところ、その時点では、申立期間のうち 48 年 7 月から同年 9 月までの保険料については、時効期限が到来しており、納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付に關与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は、申立人の加入手続

に関する状況、並びに申立期間に係る保険料の納付方法、納付額及び納付時期を記憶していない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は55か月間と長期間であり、市役所及び社会保険事務所（当時）の双方において、納付記録が継続して欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 1 日から 40 年 5 月 29 日まで

私は、中学校を卒業後、昭和 36 年 5 月に集団就職で A 県にあった B 社（現在は、C 社）に入社し、同社在籍中に社名が D 社に変更になったことを記憶しているが、中途退職した記憶は無いのに申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

当時、私は、社長から、「娘婿が近いうちに独立するので協力してやってほしい。」と言われ、昭和 41 年 9 月に A 県にあった E 事業所に派遣された。そのときは、社長から、「健康保険がしばらく使えなくなる。」と言われて、F 県の私の実家から健康保険被保険者証を送ってもらった記憶がある。

昭和 41 年 9 月からの被保険者記録が無いということには納得できるが、申立期間の被保険者記録が無いということは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

C 社が保管する従業員に係る定期昇給表、賞与支給表等の給与関係資料において、申立期間前及び申立期間後の期間に係る資料には、申立人の氏名が確認できるものの、申立期間に係る資料には申立人の氏名は見当たらない上、申立期間後の昭和 40 年 7 月の夏期賞与支給表には申立人が同年 5 月 29 日に再度採用されたことが記載されており、当該採用日は申立人の雇用保険被保険者資格の取得日と一致している。

また、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 36 年 5 月から 41 年 10 月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認でき、連絡先が判明した 23 人に文書照会したところ、19 人から回答があったが、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを

確認できる回答は得られず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の具体的な状況について確認できない。

さらに、当該被保険者名簿によると、申立人は、昭和 36 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得（健康保険の整理番号\*番）し、37 年 6 月 1 日に同被保険者資格を喪失した後、40 年 5 月 29 日に同被保険者資格を再度取得（同\*番）していること、及び 37 年 6 月 1 日の資格喪失に伴い健康保険被保険者証を返納していることを示唆する記載が確認できるところ、当該資格取得日及び資格喪失日はオンライン記録と一致している。

加えて、当該被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 4 月 21 日まで  
私は、A 県 B 市にあった C 社で D 職として従事していた。家庭の事情で昭和 52 年に同社を退職することになったが、当時の給与は 18 万円から 21 万円だった。退職前の 51 年 10 月の標準報酬月額は 15 万円となっているが、前年（昭和 50 年 10 月）の標準報酬月額 18 万円に比べて 3 万円低く記録されているのは不自然だと思うので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、実際に支給されていた給与額と比べて、標準報酬月額が低く記録されていると申し立てているが、申立人は給与明細書などの関連資料を所持しておらず、C 社は平成 12 年に解散し、事業主も既に死亡しているため、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時の被保険者記録が確認できる同僚 10 人の標準報酬月額を確認したところ、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

さらに、前述の被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち複数の者が、C 社における自身の標準報酬月額について、「記録に誤りがあるとは思わない。」と回答しており、申立人及び同僚の申立期間に係る標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な事務処理の形跡も見られない上、申立人に係る前述の被保険者名簿及びオンライン記録上の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。